

# 予定価格に占める法定福利費概算額の公表について

令和5年6月7日  
福島県入札監理課

## 1 経緯

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和4年5月20日一部変更。）では、「地方公共団体の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である」とされております。

また、「地方公共団体の長等は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努める」ことともされております。

このうち、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出については、平成30年2月15日付けで県ホームページに掲載し、受注者の皆様に御協力をいただいているところです。

このたび、元請・下請間における請負契約の一層の適正化に資するよう、県発注工事の入札結果公表の際、予定価格に含まれている社会保険料等の法定福利費概算額を併せて公表することとしました。

## 2 対象工事

令和5年4月1日以降に起工した工事

## 3 留意事項

- ① 公表する法定福利費概算額は、あくまで発注者が各工種別の積算基準に基づき算出したものであるため、実際に事業主が負担する額については、労働者の雇用形態などに応じて適切に積算してください。
- ② 請負代金内訳書に明示された法定福利費に、発注者の示す法定福利費概算額と一定以上の乖離（目安として発注者の示す法定福利費額の2分の1未満）が認められた場合は、算出根拠を確認させていただくことになります。
- ③ 積算基準上、法定福利費概算額の割合が定められていない工種については、当該公表欄に「－」が表示されますが、請負代金内訳書には、適切な額の法定福利費を計上するようにしてください。

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	年 月 日
工事番号		工事名		着工	年 月 日
入札執行年月日		発注種別		完成	年 月 日
審議番号	公所	本庁			
路線・河川名				予定価格	
工事箇所 自				最低制限価格	
至				調査基準価格	
工事概要				(予定価格に占める法定福利費概算額)	

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。